

議案第42号

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置基準を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年調布市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。